

## 小型無人機等の飛行を行う場合の事前申請について

### ○飛行禁止区域があります

春日井駐屯地の上空及び春日井駐屯地の周辺約300メートルの範囲での小型無人機等の飛行は、ドローン禁止法（※）で禁止されています。

### ○飛行禁止区域において、小型無人機等を飛行させる必要がある場合

公務、業務等により春日井駐屯地周辺の飛行禁止区域において小型無人機等を飛行させる必要がある場合は、申請をお願いします。

### 申請要領

- 1 ドローンを飛行させる10日営業日前(土日・祝日を除く10日前)までに飛行同意申請書に必要事項を入力して頂きメールより申請をお願いします。

メールアドレス：s3-10log-10d-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- 2 飛行同意申請書のメール送信後に電話連絡をお願いします。

電話番号 0568-81-7183(内線231警備班)

- 3 上記の駐屯地に対する飛行同意申請書に合わせて警察に対する飛行通知書の報告もお願い致します。